平成２９年（フ）第５４号
山梨県甲府市相生２丁目12番３号
破産者　大森　建治
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６２号
山梨県甲斐市富竹新田339番地１、前住所兵庫県伊丹市東有岡１丁目18番地の７　コープ野村伊丹Ａ－904号
破産者　奥田　満月
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１６６号
山梨県甲府市下飯田４丁目９番24号ハイツ慶１－Ｃ、前住所山梨県甲斐市下今井3287番地14
破産者　小泉　三博
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第３０号
山梨県富士吉田市下吉田４丁目22番９号　渡辺荘Ｆ号室
破産者　佐原美日兒
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第４５号
山梨県南都留郡山中湖村平野568番地の53
ロイヤルリゾート山中湖Ｃ棟401
破産者　小倉　郁子
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第４８号
山梨県富士吉田市新倉237番地
破産者　萱沼　　惠
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２９年（フ）第１３２号
長野県安曇野市豊科5918番地６
破産者　杉村ちづる
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２７年（フ）第４０号
長野県岡谷市長地出早３丁目13番27号、開始決定時の住所長野県岡谷市長地梨久保２丁目12番36号　サンヒル原２－Ｂ
破産者　原　　和哉
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２８年（フ）第３１号
長野県茅野市中大塩３番地45
破産者　宮澤　俊裕
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第４５号
長野県岡谷市赤羽３丁目９番13号
破産者　花岡ミサ子
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２９年（フ）第１７５号
愛知県一宮市千秋町小山字新屋敷650番地１パルハウス203号
破産者　ほっとカフェこと　野口　夕子
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第４０１号
福岡県朝倉市下渕979番地
破産者　白石　澄則
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１０８１号
福岡県筑紫野市二日市中央２丁目11番７－303号
破産者　花田　嘉子
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１０３号
福岡市東区松島１丁目46番７－805号
破産者　八木　鉄蔵
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第１１８０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字柚須144番地８ニューガイア博多東305号
破産者　野口　　明
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２９年（フ）第７７号
長崎県長崎市昭和２丁目15番１－1308号
破産者　田中　賢三
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６０号
鹿児島県薩摩川内市里町里1619－15　リゾートホテル甑島館、住民票上の住所福岡県福岡市中央区春吉３丁目15番15－606号
破産者　中園　純二
1　決定年月日　平成29年10月20日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所川内支部破産係